



平成29年7月11日

## プレスリリース

報道各位

### 理事長コメント

コメの先物取引の試験上場については、平成23年8月8日から取引を開始し、間もなく6年をむかえます。

この6年間、トラブルもなく、円滑な取引が行われてきたのは、関係者の皆様の御指導、御協力の賜であり、まず、厚く御礼を申し上げます。

コメの先物取引については、取引量や生産者の取引参加数が増加する傾向にあります。また、取引開始以前に懸念が示されていた価格の極端な乱高下は確認されておらず、生産、流通の現場に著しい支障を及ぼしているとの具体的な事実は確認されておりません。

こうしたことから、本日、臨時会員総会の決議を経て、コメの先物取引を本上場に移行する旨の定款変更の認可申請を農林水産大臣に対して提出したところであります。

このたびの申請の検討に当たりましては、本所として、本年3月28日に、茂野隆一筑波大学教授を委員長として、外部有識者で構成される「コメ試験上場検証特別委員会」を再開し、これまでの取引の状況について、検証を行って参りました。

同委員会におかれでは短期間にかわらず活発な御議論、御検討をいただき、7月3日に「コメ試験上場に関する検証報告書」を取りまとめいただきました。

検証委員会の検証結果の詳細につきましては、本所の公式Webサイト上に掲載してお



りますので、こちらをご覧いただきたいと考えますが、結論として「コメ先物取引は本上場の認可基準を満たしており、本上場の申請が望ましい。」との御提言がなされておりました。また、生産者がマーケットを見ながら自らの経営判断で生産を行うことを支援する改革が進められようとしているなかにあって、先物市場はその基盤の一部を提供するものであり、コメ政策の方向性に沿ったものであるとのご意見もいただきました。

本所においては、この御提言を踏まえ、検討を行い、本上場移行への環境は整ったものと判断し、本日、臨時会員総会の決議を経て、コメ先物取引を本上場へ移行する旨の申請を行ったところであります。

なお、認可申請が認められた場合にあっては、本所として責任をもって市場振興及び適正な市場管理に努めることはもとより、商品設計等についても、当業者の意見を十分に拝聴した上で、不断の見直しを行うなかで、先物取引の働きや機能を十分に発揮させるよう最大限の努力を行い、生産者をはじめ当業者及び投資家にとって、より利用しやすく、安心できる市場の実現を図る所存です。

平成29年7月11日  
大阪堂島商品取引所  
理事長 岡本 安明

## 定款変更理由書

平成 29 年 7 月 11 日  
大阪堂島商品取引所

平成 23 年 8 月 8 日に、米穀の当業者に対する価格変動のリスクヘッジや在庫調整の場の提供及び取引の指標となる客観的な価格の形成を目指し、米穀の試験上場の先物取引を開始した。まもなく 6 年の試験上場期限を迎える。

これまでの取引の状況については、本所として客観的に検証を行うため「コメ試験上場検証特別委員会」（委員長：茂野隆一筑波大学生命環境系教授）を再開し、検証を行った結果、以下のような報告を得た。

先物市場で形成された価格は、需給の実態、市場の予想を的確に反映したものであり、コメの円滑、公正な取引のために有益な情報を提供している。

受渡し機能を入り口として、先物市場の利用が拡大しつつある事実が確認された。

取引量は、増加傾向にあり、少なくとも試験上場の延長以降、十分な取引量があった。

新たなコメ政策の下で、生産者がマーケットを見ながら自らの経営判断で生産を行うことを支援する改革が進められようとしているが、先物市場はその基盤の一部を提供するものであり、コメ政策の方向性に沿ったものである。

十分な取引量の見込みや生産・流通現場への必要性については、今後における利用意向も一定数獲得していることから、適合している。

以上を総合し、客観的に検証を行った観点に立てば、本上場の認可基準を満たしており、本上場が望ましい。

これらのことから、本所の定款について、米穀の本上場移行（農産物市場の範囲変更期間の廃止）のための所要の変更を行うものであるが、もとより、今後とも、先物取引の働きや機能を十分に発揮させるよう最大限の努力を行い、市場の状況について隨時点検するとともに、先物取引に関する啓蒙活動を積極的に推進していく所存である。

### 1. 米穀の上場期間の削除

農産物市場における米穀の上場期間に関する条項を削る。（第 3 条第 4 項）

### 2. 平成 29 年 7 月 11 日開催の臨時総会で決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。（附則）

以 上

定款一部変更

大阪堂島商品取引所  
線は変更箇所

| 変更   | 現行   | 備考 |
|--|--|----|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条、第2条 (省略)</p> <p>(商品市場・上場商品等)</p> <p>第3条 1～3 (省略)</p> <p><u>(削る)</u></p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条、第2条 (省略)</p> <p>(商品市場・上場商品等)</p> <p>第3条 1～3 (省略)</p> <p><u>4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から6年を経過した日までとする。ただし、6年経過前に取引を開始している限り取引を継続することができるものとする。</u></p> <p>(以下省略)</p> |    |

附 則 (平成29年7月11日)

平成29年7月11日開催の臨時総会において決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成29年 月 日）から施行する。